

令和3年4月7日

2・3年 会員 様

木津川市立木津南中学校 P T A  
会 長 堀川 佳子  
選挙管理委員長 和田 妙子

令和3年度学級役員選挙にともなう「立候補届」について

陽春の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素はP T Aの活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。  
さて、学級役員選挙に先立ち、学級役員選挙に関するP T A選挙規約を下のとお知らせします。

記

1 P T A選挙規則

第5章第14条（学級役員）

各学級ごとに、3名の学級役員を選出する。学級役員については立候補を募り、定数に満たない場合は、会員名簿の中から通信投票により選出する。

2 注意事項

上記規定により、学級役員に立候補をされる方は、4月13日（火）正午までに立候補届をご提出下さい。なお、選挙名簿作成の都合上、これ以降に提出されても受理できませんので、期日厳守でお願いします。

----- キ リ ト リ -----

**令和3年度P T A学級役員立候補届**

令和3年4月 日

木津南中学校 P T A  
会 長 堀川 佳子 様

P T A選挙規則第5章第14条（学級役員）により、令和3年度の学級役員に立候補します。

会 員 名 \_\_\_\_\_（保護者自署でお願いします）

生徒氏名 \_\_\_\_\_（ 年 組 ）

令和3年4月7日

コスモス学級3年 会員 様

木津川市立木津南中学校 P T A  
会 長 堀川 佳子  
選挙管理委員長 和田 妙子

令和3年度学級役員選挙にともなう「立候補届」について

陽春の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素はP T Aの活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。  
さて、学級役員選挙に先立ち、学級役員選挙に関するP T A選挙規約を下のとお知らせします。

記

1 P T A選挙規則

第5章第14条（学級役員）

各学級ごとに、3名の学級役員を選出する。学級役員については立候補を募り、定数に満たない場合は、会員名簿の中から通信投票により選出する。

2 注意事項

上記規定により、学級役員に立候補をされる方は、4月13日（火）正午までに立候補届をご提出下さい。なお、選挙名簿作成の都合上、これ以降に提出されても受理できませんので、期日厳守でお願いします。

----- キ リ ト リ -----

**令和3年度P T A学級役員立候補届**

令和3年4月 日

木津南中学校 P T A  
会 長 堀川 佳子 様

P T A選挙規則第5章第14条（学級役員）により、令和3年度 の学級役員に立候補します。

会 員 名 \_\_\_\_\_（保護者自署でお願いします）

生徒氏名 \_\_\_\_\_（ 年 組 ）